

● 夜間中学一覧（令和4年4月時点）15都道府県34市区40校

都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館（せいゆうかん）中学校 【令和4年4月開校】
茨城県	常総市	水海道（みつかいどう）中学校
埼玉県	川口市	芝西（しばにし）中学校陽春（ようしゅん）分校
千葉県	市川市	大洲（おおす）中学校
	松戸市	第一（だいいち）中学校みらい分校
東京都	足立区	第四（だいよん）中学校
	荒川区	第九（だいきゅう）中学校
	江戸川区	小松川（こまつがわ）第二中学校
	大田区	糶谷（こうじや）中学校
	葛飾区	双葉（ふたば）中学校
	墨田区	文花（ぶんか）中学校
	世田谷区	三宿（みしゅく）中学校
	八王子市	第五（だいご）中学校
神奈川県	川崎市	西中原（にしなかはら）中学校
	横浜市	蒔田（まいた）中学校
	相模原市	大野南（おおのみなみ）中学校分校 【令和4年4月開校】
京都府	京都市	洛友（らくゆう）中学校
大阪府	大阪市	天王寺（てんのうじ）中学校
		天満（てんま）中学校
		文（ふみ）の里（さと）中学校
		東生野（ひがしいくの）中学校
	岸和田市	岸城（きしき）中学校
	堺市	殿馬場（とのばば）中学校
	豊中市	第四（だいよん）中学校
	東大阪市	布施（ふせ）中学校
		意岐部（おきべ）中学校
	守口市	さつき学園
八尾市	八尾（やお）中学校	
奈良県	橿原市	畝傍（うねび）中学校
	天理市	北（きた）中学校
	奈良市	春日（かすが）中学校
兵庫県	尼崎市	成良（せいりょう）中学校琴城（きんじょう）分校
	神戸市	丸山（まるやま）中学校西野（にしの）分校
		兵庫（ひょうご）中学校北分校
広島県	広島市	観音（かんおん）中学校
		二葉（ふたば）中学校
徳島県	徳島県	しらさぎ中学校
香川県	三豊市	高瀬（たかせ）中学校 【令和4年4月開校】
高知県	高知県	高知国際（こうちこくさい）中学校
福岡県	福岡市	福岡きぼう中学校 【令和4年4月開校】



夜間中学で学ぶ人々

ここでは、実際に夜間中学とはどのような学校なのか、法的
位置づけ、夜間中学で学ぶ人々を中心に紹介しています。

● 夜間中学は一般的な中学校と違うの？

「夜間中学」はいわゆる通称であり、法令上定められた名称では
ありません。学校教育法第1条で規定される**一般的な中学校と夜間中学
は区別されていません。**

また、教育機会確保法第14条の「夜間その他特別な時間において授
業を行う学校」が、すなわち夜間中学のことです。

現存の公立夜間中学（※）は、以下の扱いとなります。

- 授業料は無償
- 週5日間の授業がある
- 教員免許を持っている先生が教える
- 全ての課程を修了すれば中学校卒業となる

（※）制度上は国立、私立の夜間中学も存在し得ますが、実際の夜間中学は全て公立です。

● どのような人が学んでいるの？

夜間中学では、様々な理由から義務教育を修了できなかった方、
本国で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国
籍の方など、多様な背景を持った人たちが一生懸命学んでいます。

- 戦後の混乱期に学校に通えな
かった方
- 外国にルーツのある方
- 不登校などで中学校に十分通え
ないまま卒業した方
- 所属する中学校に通えなくなっ
た学齢生徒（所属は原籍校）
など



● 不登校経験者も夜間中学で学べるの？

◆ 入学希望既卒者（不登校経験者など）

夜間中学では、不登校などで実質的に十分な教育を受けられないまま卒業し、再び学び直すことを希望する方の入学も認めています。

（平成27年7月通知「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」参照）

◆ 不登校となっている学齢生徒

- 現在不登校となっている学齢生徒も、本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残したまま、教育支援センター、フリースクールなどと同様に支援を行うことが可能です。在籍校で指導要録上の出席扱いとできる場合があります。

（令和元年10月通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」参照）

- 上記のほか、不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、不登校特例校の申請が必要です。その際には、学校見学を実施するなどして、夜間中学に対する保護者や本人の理解を十分に得るなどの配慮が必要です。

（「夜間中学の設置・充実に向けて（手引き（第2次改訂版）」）P.25～26参照）

京都市の不登校生徒支援（京都市教育委員会）

京都市では、不登校特例校「洛風中学校」「洛友中学校」を設置し、学齢期の不登校生徒の受け入れを行っています。

生徒の募集にあたっては、教育委員会が設ける「不登校相談支援センター」が窓口となり、学校と連携しながら適切な支援に繋がっています。

また、夜間中学を併設する洛友中学校では、不登校特例校に在籍する昼間部の生徒と夜間中学に在籍する夜間部の生徒が、世代や国籍を超えてふれあい学び合うことで、学習意欲の向上や人を大切に思う気持ちが育つといった教育効果を上げています。



設置事例の紹介

ここでは、教育機会確保法施行後に設置された学校等から4校を紹介しています。教育課程や指導上の工夫等、設置検討の参考としてください。

徳島県立しらさぎ中学校（徳島県）

【単独校】

開校日 令和3年4月1日

(令和3年5月時点)

生徒数 34名

年齢層	16～19歳：7人		20代：3人		30代：6人	
	40代：3人		50代：3人		60歳以上：12人	
男女比	男性	16人 (47.1%)	女性	18人 (52.9%)		
居住地	徳島市	15人 (44.1%)	他市・他県	19人 (55.9%)		
国籍	日本国籍	23人 (67.6%)	外国籍	11人 (32.4%)		



入学要件 入学することができる人は、次の要件を全て満たしている人

- ①学齢年齢をこえている人 ②小中学校を卒業していない人、または、義務教育の学び直しを希望する人
③原則として徳島県に住んでいるか、徳島県で働いている人（国籍は問いません）

一人でも多くの「学び」の実現に向け、広報・周知活動を重視し、各団体（各地区の民生委員定例会、県労働者福祉協議会、県老人クラブ連合会、県人権教育研究協議会等）を訪問し説明

教育課程・指導上の工夫

- ・県が主体となり設置した、**全国初となる県立夜間中学校（単独校）**
- ・個々のニーズや学力に応じた指導（少人数指導・個別指導・補充学習）
- ・日本語指導を充実した「ベーシックコース」の創設
- ・あわ文化・伝統を体系的に学習（美術・技術「遊山箱づくり」「藍染め」、学校行事「歩き遍路」等）

設置費・運営費

令和2年度建設費・新設準備費（決算額）：203,387,000円（うち学校施設環境改善交付金：32,155,000円、教育支援体制整備事業費補助金（決算額）：1,266,000円（うち補助額：422,000円）
令和3年度運営費（当初予算）：6,868,000円、教育支援体制整備事業費補助金（予算額）：2,499,000円（うち補助予算額：833,000円）

松戸市立第一中学校（千葉県）

【分校】

開校日 平成31年4月1日

(令和3年5月時点)

生徒数 22名

年齢層	16～19歳：13人		20代：2人		30代：0人	
	40代：1人		50代：3人		60歳以上：3人	
男女比	男性	7人 (31.8%)	女性	15人 (68.2%)		
居住地	松戸市	19人 (86.4%)	他市・他県	3人 (13.6%)		
国籍	日本国籍	13人 (59.1%)	外国籍	9人 (40.9%)		



入学要件 原則として松戸市内に住民票があり（市外（千葉県内）の方は要相談）、16歳以上で、以下のどれかに当てはまる人

- ①中学校を卒業していない人 ②義務教育の学び直しを希望する人 ③みらい分校の生活に支障のない方

教育課程 これまでの学習の状況や、日本語の習得状況に応じてコースに分かれて学習

コース分けの例	Bコース	中学1年生程度の内容を学びます。必要に応じて小学校の内容も学びます。
	Mコース	中学2年生程度の内容を学びます。中学1年の復習をしながら、中学2年の内容を学びます。
	Cコース	中学3年生程度の内容を学びます。中学1・2年の復習をしながら、中学3年の内容を学びます。
	Sコース	授業で使う日本語に不安がある方が対象です。国語、理科、社会の代わりに日本語指導を受けます。日本語が分かるようになったら1～3のコースにうつります。

※コース名（B：ベーシック M：ミドル C：チャレンジ S：スタート）

設置費・運営費

平成30年度建設費・新設準備費（市当初予算）：58,386,000円（うち学校施設環境改善交付金：14,480,000円）
令和3年度運営費（市当初予算（研修費、備品費、役員費等））：3,502,000円（うち教育支援体制整備事業費補助金：960,000円）
松戸市の実質負担額：約2,542,000円/年

常総市立水海道中学校（茨城県）【夜間学級として設置】

開校日 令和2年4月1日

(令和3年5月時点)

生徒数 28名

年齢層	16～19歳：14人		20代：3人		30代：3人	
	40代：4人		50代：3人		60歳以上：1人	
男女比	男性	13人 (46.4%)	女性	15人 (53.6%)		
居住地	常総市	12人 (42.9%)	他市・他県	16人 (57.1%)		
国籍	日本国籍	7人 (25.0%)	外国籍	21人 (75.0%)		



入学要件 原則として茨城県内に住民票があり（県外からの在勤者は要相談）、16歳以上で、以下のどれかに当てはまる人

①中学校を卒業していない人 ②義務教育の学び直しを希望する人 ③在留資格のある外国人

教育課程 これまでの学習の状況や、日本語の習得状況に応じてコースに分かれて学習

コース分けの例	Aコース	日本語の基礎を身につけることを中心としたコース（3～6カ月程度を目安にBコースに移ることを目標にする）
	Bコース	日本語の基礎が身につけており、教科の学習を行うが、引き続き日本語の補充も行うコース
	Cコース	念入りの復習等、個別の対応を重点的に行うコース
	Dコース	中学校の教科の内容を学習するコース
	Eコース	3年間かけてゆっくりとしたペースで学習するコース

設置費・運営費

令和3年度運営費（市当初予算（附用品費、備品費、役務費等））：3,726,000円（うち教育支援体制事業費補助金：1,226,000円 応分負担による他市負担額：約1,322,000円（概算額））常総市の実質負担額：約1,178,000円/年

京都市立洛友中学校（京都府）【夜間学級として設置】 （不登校特例校併設）

開校日 平成19年4月1日（旧郁文中学校を引継ぎ、新たに開校）

(令和3年5月時点)

生徒数 27名

年齢層	16～19歳：5人		20代：3人		30代：0人	
	40代：3人		50代：4人		60歳以上：12人	
男女比	男性	8人 (29.6%)	女性	19人 (70.4%)		
居住地	京都市	25人 (92.6%)	他市	2人 (7.4%)		
国籍	日本国籍	8人 (29.6%)	外国籍	19人 (70.4%)		



入学要件 次のすべてにあてはまる人

①16歳以上の人 ②中学校を卒業していない人または、中学校は卒業したが実質的に十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した人で、義務教育の学び直しを希望する人
③京都市内に住んでいる人、京都市内で働いている人 ④3年間学校に通える人

教育課程・指導上の工夫

- ・昼間部は不登校特例校に指定されており、夜間部生徒との交流学习の時間を設定
- ・火・木の5・6校時は昼間部・夜間部合同授業を実施
- ・性別・母語・年齢・形式卒業等を配慮したクラス編成
- ・学力的に多様化した、幅広い生徒層が在籍しているため、学年混在の学級編成を行い、各学級に学級担任を置く
- ・国語は、母語・日本語の習熟を配慮した4クラス編成、社会・理科・英語は日本語の習熟に合わせたクラス編成等

国による支援策

ここでは、夜間中学の設置促進や指導体制の充実等に活用いただける国の支援策について紹介しています。

● 夜間中学の教育活動を支援しています

◆ 教職員の人件費の取扱い

夜間中学を市町村が設置した場合には、通常の中学校と同様に、義務標準法に基づき学級編制及び教職員定数の算定が行われることとなります。

また、平成29年3月に、義務教育費国庫負担法が改正され、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員給与費等に要する経費が国庫負担の対象に加えられました。

(「夜間中学の設置・充実に向けて(手引き(第2次改訂版))」P.36～38参照)

◆ 施設整備費の取扱い

設置者が都道府県であるか市区町村であるかを問わず、通常の中学校と同様に、一定の条件を満たす場合には、新築・増築に要する経費の一部が国庫負担の対象となるほか、教育センターや高校の施設等の一部を夜間中学の用に供するために改修する際の経費の一部も国庫補助の対象となります。

● 国による様々な支援があります

設置促進

支援メニュー1 夜間中学の教育活動充実事業

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。令和2年度からは新たに、不登校経験者への支援、他市町村の夜間中学・域内の昼間の中学校・定時制高校等の学校間連携に対する取組を支援する。

指導体制の充実

支援メニュー2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業

有識者会議⇒夜間中学におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。
夜間中学を重点配置の対象とする。(1/3補助)

支援メニュー3 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。
日本語指導補助者や母語支援員を夜間中学に派遣し、日本語指導の充実を図る。(1/3補助)

支援メニュー4 学びや生活に関する課題への対応のための教員配置

有識者会議⇒教員に加えて専門人材の配置を促進し、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。
夜間中学における学びや生活に関する課題への対応を行うため、都道府県等からの申請を踏まえ、生徒指導や支援体制を強化するための教員の加配定数を優先的に措置する。

連携強化

支援メニュー5 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導ができる専門家などの外部人材を活用できるよう支援する。
地域日本語教室と連携して日本語教育の取組を推進する。(1/2補助)

支援メニュー6 外国人の子供の就学促進事業

外国人の義務教育未修了者も対象に夜間中学等における教育機会をマッチングする取組を支援する。(1/3補助)

ICT

支援メニュー7 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

多国籍化しつつある夜間中学の生徒に対し、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTの導入を支援する。(1/3補助)

詳細は次ページへ